

広島高速道路公社 土木工事標準積算基準

令和6年8月

広島高速道路公社

適用

広島高速道路公社の土木工事標準積算基準については、広島県の土木工事標準積算基準書を適用します。

なお、一部の歩掛等について、広島県と異なる独自運用基準を定めています。

広島高速道路公社の独自運用基準の定めのあるものについては、独自運用基準を優先して適用します。

適用する広島県の土木工事標準積算基準書

共通編	令和6年8月
河川・道路編	令和6年8月
電気通信編	令和6年8月
機械編	令和6年8月
参考資料編	令和6年8月

広島高速道路公社の土木工事標準積算基準は、広島県の土木工事標準積算基準書の以下のページを差し替えて使用してください。

共通編	I-3、I-17、I-19、I-20、I-39、I-42、I-43、I-51
河川編・道路編	IV-545、IV-546、IV-548、IV-554、IV-555、IV-557
電気通信編	VII-18
機械編	IX-25、IX-26、IX-27、IX-28

(共通編)

1) 適用範囲等

1. 適用範囲

本土木工事標準積算基準は、広島高速道路公社において実施する建設工事のうち、土木工事（電気通信、機械設備工事を含む）を請負施工に付する場合における工事費の積算に適用する。

ただし、この基準書によることが著しく不適当又は困難であると認められるものについては、適用除外とすることができる。また、港湾工事や空港工事については、別途の定めによるものとする。

2. 設計書の作成

設計書の作成にあたっては、目的とする工事を最も合理的に施工及び監督できるよう施工条件、施工管理、安全施工等に十分留意し、工法歩掛及び単価等について調査研究を行い、明確に作成しなければならない。

2-1 共通仮設費の率分

(1) 共通仮設費の率分の積算

- 1) 共通仮設費の率分の算定は、別表第1（第1表～第4表）の工種区分に従って対象額毎に求めた共通仮設費率を、当該対象額に乗じて得た額の範囲内とする。
- 2) 対象額の算定にあたっては、「2. 共通仮設費 (2) 算定方法 1) 率計算による部分」及び「2. 共通仮設費 (2) 算定方法 5) 間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

(2) 共通仮設費率の補正

1) 施工地域を考慮した共通仮設費率の補正及び計算

- イ) 表-2 の適用条件に該当する場合、別表第1（第1表～第4表）の共通仮設費率に補正係数を乗じるものとする。

ロ) 共通仮設費（率分）の計算

共通仮設費（率分）=対象額（P）×共通仮設費率（Kr）×施工地域を考慮した補正係数

ただし、共通仮設費率は別表第1（第1表～第4表）による。

なお、補正係数を乗じる場合は、共通仮設費率（Kr）の端数処理後に係数を乗じて、小数第3位を四捨五入して第2位とする。

2) その他

イ) 災害の発生等により、本基準において想定している状況と実態が乖離している場合などについては、上記1)のほか、必要に応じて実態等を踏まえた補正係数を設定することができるものとする。

ロ) 設計変更時における共通仮設費率の補正については、工事区間の延長等により当初計上した補正值に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。

別表第1 共通仮設費率

第1表

対象額 適用区分 工種区分	600万円以下	600万円を超えるもの	
	下記の率とする	3)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による	
		A	b
河川工事	12.53	238.6	-0.1888
河川・道路構造物工事	20.77	1,228.3	-0.2614
海岸工事	13.08	407.9	-0.2204
道路改良工事	12.78	57.0	-0.0958
鋼橋架設工事	38.36	10,668.4	-0.3606
P C 橋工事	27.04	1,636.8	-0.2629
舗装工事	17.09	435.1	-0.2074
砂防・地すべり等工事	15.19	624.5	-0.2381
公園工事	10.80	48.0	-0.0956
電線共同溝工事	9.96	40.0	-0.0891
情報ボックス工事	18.93	494.9	-0.2091
下水道(4)工事	10.24	330.0	-0.2225

第2表

対象額 適用区分 工種区分	600万円以下	600万円を超えるもの	
	下記の率とする	3)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による	
		A	b
橋梁保全工事	27.32	7,050.2	-0.3558

第3表

対象額 適用区分 工種区分	200万円以下	200万円を超えるもの	
	下記の率とする	3)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による	
		A	b
道路維持工事	23.94	4,118.1	-0.3548
河川維持工事	9.05	26.8	-0.0748

第4表

対象額		1,000万円以下	1,000万円を超えるもの	
適用区分		下記の率とする	3)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による	
工種区分			A	b
共同溝等工事	(1)	8.86	68.3	-0.1267
	(2)	13.79	92.5	-0.1181
トンネル工事		28.71	4,164.9	-0.3088
下水道工事	(1)	12.85	422.4	-0.2167
	(2)	13.32	485.4	-0.2231
	(3)	7.64	13.5	-0.0353

3) 算定式

$$Kr = A \cdot P^b$$

ただし Kr : 共通仮設費率 (%)

P : 対象額 (円)

A・b : 変数値

(注) 1. Kr の値は、小数第3位を四捨五入して第2位とする。

2. 対象額の算定にあたっては、「2. 共通仮設費 (2) 算定方法 1) 率計算による部分」及び「2. 共通仮設費 (2) 算定方法 5) 間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

2-2 運搬費

(1) 運搬費の積算

運搬費として積算する内容は次のとおりとする。

1) 建設機械器具の運搬等に要する費用

- (イ) 質量20t 以上の建設機械の貨物自動車等による運搬
- (ロ) 仮設材等（鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等）の運搬
- (ハ) 重建設機械の分解・組立及び輸送に要する費用
- (ニ) 質量20t 未満の建設機械の搬入、搬出及び現場内小運搬
- (ホ) 器材等の搬入、搬出及び現場内小運搬

ただし、支給品及び現場発生品については、積上げ積算し、直接工事費に計上するものとする。

(ヘ) 建設機械の自走による運搬

(ト) 建設機械等の日々回送（分解・組立、輸送）に要する費用

(チ) 質量20t 以上の建設機械の現場内小運搬

2) 鋼桁、門扉等工場製作品の運搬（直接工事費に計上）

3) 1)～2)に掲げるもののほか、工事施工上必要な建設機械器具の運搬等に要する費用

4) 建設機械等の運搬基地

運搬基地は、建設機械等の所在場所等を勘案のうえ決定するものとする。

(2) 現場管理費の算定

- 1) 現場管理費は別表第2（第1表～第4表）の工種区分に従って純工事費ごとに求めた現場管理费率を、当該純工事費に乗じて得た額の範囲内とする。
なお、現場管理費の算定上、対象とする純工事費については、「2. 共通仮設費(2)算定方法1)率計算による部分の(二)」及び「2. 共通仮設費(2)算定方法5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。
- 2) 2種以上の工種からなる工事については、その主たる工種の現場管理费率を適用するものとし、また、工事条件によっては、工事名にとらわれることなく工種を選定するものとする。
- 3) 設計変更で数量の増減等により主たる工種が変わっても当初設計の工種とする。

(3) 現場管理费率の補正

1) 施工時期、工事期間等を考慮した現場管理费率の補正

施工時期、工事期間等を考慮して、別表第2の工種別現場管理费率を2%の範囲内で適切に加算することが出来る。ただし、重複する場合は、最高2%とする。

イ) 積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合

a. 積雪寒冷地域の範囲……「国家公務員の寒冷地手当に関する法律」に規定される寒冷地手当を支給する地域とする。ただし、コンクリートダム、フィルダムの現場管理费率を適用する工事には適用しない。

b. 積雪寒冷地の施工期間を次のとおりとする。

施工時期	適用地域	備考
11月1日～3月31日	北海道、青森県、秋田県	積雪地特性を11月中の降雪が5日以上あることとした。
12月1日～3月31日	上記以外の地域	

c. 工場製作工事及び冬期条件下で施工することが前提となっている除排雪工事等は適用しない。

d. 現場管理费率の補正率は次によるものとする。

補正值(%) = 冬期率 × 補正係数

冬期率 = 12月1日～3月31日 (11月1日～3月31日)までの工事期間/工期

ただし、工期については実際に工事を施工するために要する期間で、準備期間と後片付け期間を含めた期間とする。また、冬期工事期間に準備又は後片付けが掛かる場合は、準備期間と後片付け期間を含めた期間とする。

補正係数

積雪寒冷地域の区分	補正係数
1級地	1.80
2〃	1.60
3〃	1.40
4〃	1.20

(注) 1. 冬期率は小数第3位を四捨五入して第2位とする。

2. 補正值は小数第3位を四捨五入して第2位とする。

3. 施工地域が2つ以上となる場合には、補正係数の大きい方を適用する。

ロ) 緊急工事の場合

緊急工事は2.0%の補正值を加算するものとする。緊急工事とは、昼夜間連続作業が前提となる工事で直轄河川災害復旧事業等事務取扱要綱第9条に示す緊急復旧事業及び直轄道路災害復旧事業事務取扱要綱第10条に示す緊急復旧事業並びにこれと同等の緊急を要する事業とする。

(7) 現場管理費の計算

1) 施工時期、工事期間、施工地域を考慮した計算

現場管理費 = 対象純工事費 × { (現場管理費率 × 補正係数) + 補正值 }

対象純工事費：純工事費 + 支給品費 + 無償貸付機械等評価額

ただし、現場管理費率は、別表第2（第1表～第4表）による。

補正係数は、(3)2) 施工地域を考慮した現場管理費率の補正による。

補正值は、(3)1) 施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正による。

なお、補正係数を乗じる場合は、現場管理費率Joの端数処理後に係数を乗じて、小数第3位を四捨五入して第2位とする。

別表第2 現場管理費率

第1表

対象額 適用区分 工種区分	700万円以下	700万円を超えるもの	
	下記の率とする	A	b
河川工事	44.05	1,118.2	-0.2052
河川・道路構造物工事	43.11	402.3	-0.1417
海岸工事	28.11	100.3	-0.0807
道路改良工事	34.09	76.4	-0.0512
鋼橋架設工事	48.86	265.1	-0.1073
P C 橋工事	31.06	111.0	-0.0808
舗装工事	40.83	598.0	-0.1703
砂防・地すべり等工事	46.27	1,229.5	-0.2081
公園工事	43.09	347.3	-0.1324
電線共同溝工事	61.19	2,132.5	-0.2253
情報ボックス工事	54.60	1,528.4	-0.2114
下水道(4)工事	35.56	178.6	-0.1024

(注) 基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の砂防堰堤は、砂防・地すべり等工事に2%加算する。

第2表

対象額 適用区分 工種区分	700万円以下	700万円を超えるもの	
	下記の率とする	A	b
橋梁保全工事	65.88	1,465.2	-0.1968

第3表

対象額 適用区分 工種区分	200万円以下	200万円を超えるもの	
	下記の率とする	A	b
道路維持工事	60.33	613.0	-0.1598
河川維持工事	42.35	167.1	-0.0946

第4表

対象額		1,000万円以下	1,000万円を超えるもの	
適用区分	工種区分	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。	
			A	b
共同溝等工事	(1)	50.57	351.0	-0.1202
	(2)	38.78	103.5	-0.0609
トンネル工事		45.56	189.4	-0.0884
下水道工事	(1)	34.99	49.0	-0.0209
	(2)	38.21	202.3	-0.1034
	(3)	32.72	46.8	-0.0222

2) 算定式

$$Jo = A \cdot Np^b$$

ただし、Jo : 現場管理費率 (%)

Np : 純工事費 (円)

A, b : 変数値

- (注) 1. Jo の値は、小数第3位を四捨五入して第2位とする。
2. 対象とする純工事費については、「2. 共通仮設費 (2) 算定方法 1) 率計算による部分の (二)」
及び「2. 共通仮設費 (2) 算定方法 5) 間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

別表第1 一般管理費等率

(1) 前払金支出割合が35%を超える場合

工事原価	500万円以下	500万円を超える30億円以下	30億円を超えるもの
一般管理費等率	23.57%	一般管理費等率算定式により算出された率	9.74%

(2) 算定式

$$[一般管理費等率算定式] G_p = -4.97802 \times \log(C_p) + 56.92101 \quad (\%)$$

Cp : 工事原価 (円)

(注) 1. Gp の値は、小数第3位を四捨五入して第2位とする。

2. 対象とする工事原価については、「第2章 2)間接工事費 2. 共通仮設費 (2) 算定方法 1)率計算による部分の(二)」及び「第2章 2)間接工事費 2. 共通仮設費 (2) 算定方法 5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

別表第2 一般管理費等率の補正

前払金支出割合区分	0%から5%以下	5%を超える15%以下	15%を超える25%以下	25%を超える35%以下
補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01

(注) 1. 別表第1で求めた一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数第3位を四捨五入して第2位とする。

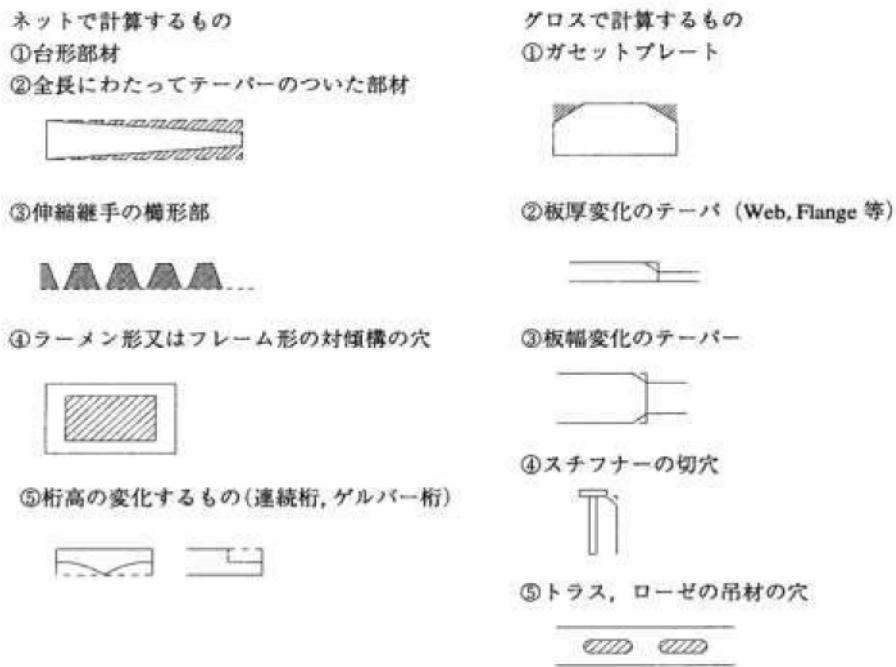
別表第3 契約保証に係る一般管理費等率の補正

保証の方法	補正值(%)
ケース1：発注者が金銭的保証を必要とする場合（建設工事請負契約約款第4条を採用する場合）。	0.04
ケース2：発注者が役務的保証を必要とする場合。	0.09
ケース3：ケース1及び2以外の場合。	補正しない

(注) 1. 公社においてはケース1かケース3であるが、運用については「広島高速道路公社契約細則第26条の規定に基づく契約保証金の免除」により、契約保証金を免除するものは以下のとおりである。

- ①随意契約を締結する場合において、契約金額(消費税を含む)が100万円未満の工事請負契約
 - ②契約の性質又は目的により契約保証金を納付させることが不適当であると認められる契約
2. 契約保証費を計上する場合は、原則として当初契約の積算に見込むものとする。
また、契約保証費は、請負代金額の増減による変更は原則として行わない。

(河川編・道路編)



3. 鋼橋製作費

3-1 製作工数

(1) 橋梁の製作工数は次式により算出するのを原則とする。

1) 全体製作工数 (Y)

$$Y = \{ (Y_1 + Y_2) \times K + Y_3 + Y_4 \} \times (1 + \alpha) \times (1 + \beta) \times (1 + \gamma) \times (1 + \delta) \times (1 + \eta) + Y_5$$

Y₁、Y₂、Y₃、Y₄、Y₅ : 各工数要素

α : 重連による補正率 (表 3.8)

β : 斜橋又は曲線橋による補正 (表 3.9 又は表 3.10)

ただし、斜橋と曲線橋の補正の重加算は行わず、いずれか大きい補正率を採用する。

γ : 桁高変化による補正率 (表 3.11)

δ : 平均支間長による補正率 (表 3.12)

η : 製作質量による補正率 (表 3.13)

K : 570 材相当品による影響割増

(注) 製作工数は小数以下 2 位止め (3 位四捨五入) とする。

なお、各工数要素 (Y₁、Y₂、Y₃、Y₄、Y₅) についても同様の扱いとする。

2) 本体の加工組立工数 (Y₁)

$$Y_1 = A_1 \times a_1 \times K_1 + A_2 \times a_2 \times K_2$$

A₁ : 大型材片数

A₂ : 小型材片数

a₁ : 大型 1 材片当りの橋梁形式による標準工数 (表 3.1)

a₂ : 小型 1 材片当りの橋梁形式による標準工数 (表 3.1)

K₁ : 大型 1 材片当りの重量による影響係数 (表 3.2)

K₂ : 小型 1 材片当りの重量による影響係数 (表 3.2)

(注) 大型材片とは、主要な部材 (主桁、横桁、縦桁、主構) のフランジ及び腹板。

小型材片とは、上記以外の材片 (補剛材、ダイヤフラム、添接板等)。

なお、詳細については、「鋼道路橋数量集計マニュアル」(令和 5 年 3 月、国土交通省) を参照のこと。

3) 本体の溶接工数 (Y2)

$$Y2 = B1 \times b1/10 + B2 \times b2/10$$

B1 : 大型材片板継溶接延長 (6mm 換算長)

B2 : 大型材片 T 継手溶接延長 (実長)

b1 : 大型材片板継溶接 10m 当りの橋梁形式による標準工数 (表 3.1)

b2 : 大型材片 T 継手溶接 10m 当りの橋梁形式による標準工数 (表 3.1)

(注) B1 は大型材片どうしの板継溶接延長を 6mm サイズの隅肉溶接延長に換算した値。

B2 は大型材片どうしの T 継手溶接延長の実長。

なお、詳細については、「鋼道路橋数量集計マニュアル」(令和 5 年 3 月、国土交通省)を参照のこと。

4) 570材相当品による影響割増 (K)

$$K = 1 + K3 \times W0$$

K3 : 570 材相当品による影響係数 (表 3.3)

W0 : 570 材相当品の本体加工鋼重に占める割合

7) 付属物製作工数 (Y5)

$$Y5 = D \times d \times (1 + \alpha) \times (1 + \beta) + E \times e \times (1 + \beta) + F \times f \times (1 + \beta) + G \times g \times (1 + \alpha)$$

D : 伸縮継手の加工鋼重

d : 伸縮継手の標準工数 (表 3.14)

E : 高欄の加工鋼重

e : 高欄の標準工数 (表 3.15)

F : 橋梁用防護柵の加工鋼重

f : 橋梁用防護柵の標準工数 (表 3.16)

G : 検査路の加工鋼重

g : 検査路の標準工数 (表 3.17)

α : 重連による補正率 (表 3.8)

β : 斜橋又は曲線橋による補正率 (表 3.9 又は表 3.10)

ただし、斜橋と曲線橋の補正の重加算は行わず、いずれか大きい補正率を採用する。

表 3.1 橋梁形式別標準工数

要素 形式	a1 (人/個)	a2 (人/個)	b1 (人/10m)	b2 (人/10m)	c (人/個)
単 純 鋼 枝	1.48	0.32	0.94	0.39	0.43
連 続 鋼 枝	1.47	0.23	0.78	0.37	0.38
箱 枝	2.25	0.31	0.87	0.37	3.09
鋼 床 版 鋼 枝	1.24	0.25	0.92	0.62	3.61
鋼 床 版 箱 枝	3.78	0.33	1.03	0.53	6.24
ト ラ ス	0.56	0.33	0.75	0.32	0.79
ア 一 チ	1.59	0.41	0.93	0.55	2.55
ラ 一 メ ン	1.98	0.40	0.80	0.57	3.26
角 型 鋼 橋 脚	4.09	0.70	1.69	3.30	10.66
丸 型 鋼 橋 脚	6.39	0.54	0.32	0.86	8.20
角型アンカーフレーム	—	0.35	—	—	13.84
丸型アンカーフレーム	—	0.19	—	—	5.57

表 3.2 大型 1 材片当りの重量による影響係数 (K1) 及び

小型 1 材片当りの重量による影響係数 (K2)

影響係数 (K1)	影響係数 (K2)
$0.67X + 0.33$	$0.86X + 0.14$

ただし、X : (大型材片重量 ÷ 大型材片数) ÷ 大型材片標準重量 又は
(小型材片重量 ÷ 小型材片数) ÷ 小型材片標準重量

表 3.3 570 材相当品による影響係数 (K3)

形式	K3
単純鋼枝及び連続鋼枝	0.28
上記以外の形式	0.25

表 3.4 1 部材当りの重量による影響係数 (K4)

影響係数 (K4)
$0.82X + 0.18$

ただし、X : (加工鋼重 ÷ 部材数) ÷ 部材標準重量

5) 平均支間長による工数の補正率は表3.12による。

表 3.12 平均支間長による工数の補正率

(単純鉄桁)

平均支間長 (m)	増減率
~20 未満	-10%
20 以上~30 未満	-4%
30 以上~40 未満	0%
40 以上~	+2%

(連続鉄桁)

平均支間長 (m)	増減率
~20 未満	-9%
20 以上~30 未満	-5%
30 以上~	0%

(箱桁)

平均支間長 (m)	増減率
~30 未満	-7%
30 以上~40 未満	-5%
40 以上~50 未満	-3%
50 以上~60 未満	0%
60 以上~70 未満	+2%
70 以上~	+5%

(鋼床版鉄桁)

平均支間長 (m)	増減率
~25 未満	-5%
25 以上~35 未満	0%
35 以上~45 未満	+5%
45 以上~	+7%

(鋼床版箱桁)

平均支間長 (m)	増減率
~35 未満	-11%
35 以上~45 未満	-7%
45 以上~55 未満	-2%
55 以上~	0%

(トラス)

平均支間長 (m)	増減率
~60 未満	-4%
60 以上~90 未満	0%
90 以上~	+7%

(アーチ系)

平均支間長 (m)	増減率
~55 未満	-3%
55 以上~145 未満	0%
145 以上~	+2%

(ラーメン)

平均支間長 (m)	増減率
~40 未満	-11%
40 以上~70 未満	0%
70 以上~	+5%

6) 総質量による工数の補正率は表3.13による。

表 3.13 総質量による工数の補正率

質量 (t) 主桁形式	300 > W	300 ≤ W < 1,000	1,000 ≤ W < 2,000	2,000 ≤ W
鉄 桁	0%	-2%	-3%	-4%
箱 桁	0%	-2%	-3%	-4%
トラス・アーチ	0%	-2%	-3%	-4%

- (3) 工場製作の対象となる伸縮継手、高欄、橋梁用防護柵、検査路を発注する場合の製作工数は以下を標準とする。また、補修取替など、単独で工場製作の対象となる上記付属物を発注する場合も同様とする。

表 3.14 伸縮継手の標準工数

(人/t)

形式	標準工数	付属物図集
フィンガー形式	11.2	J-1
車道部はフィンガー形式 歩道部重ね合わせ（踏板）形式	12.2	J-2

表 3.15 高欄の標準工数

(人/t)

形式	標準工数	付属物図集
主要横梁、下段横梁、支柱とも角形鋼管を主体としたもの（横ビーム型）	8.0	K-1
主要横梁、下段横梁はパイプ、支柱は角形鋼管を用いたもの（横ビーム型）	9.1	K-2
主要横梁、下段横梁はパイプ、支柱は鋼板を加工したものを用いたもの（横ビーム型）	10.3	K-3
主要横梁、下段横梁、支柱とも角形鋼管、縦さんにフラットバーを用いたもの（縦さん用）	11.1	K-4

表 3.16 橋梁用防護柵の標準工数

(人/t)

橋梁用防護柵の形式		標準工数	付属物図集	
路側用	主要横梁幅が 200mm を超える角形鋼管を用いたもの	下段横梁 1 段	5.4	
		下段横梁 2 段	6.4	
路側用	主要横梁幅が 200mm 以下の角形鋼管を用いたもの	下段横梁 1 段	7.5	
		下段横梁 2 段	8.8	
高欄兼用型		—	9.6	
			B-5	

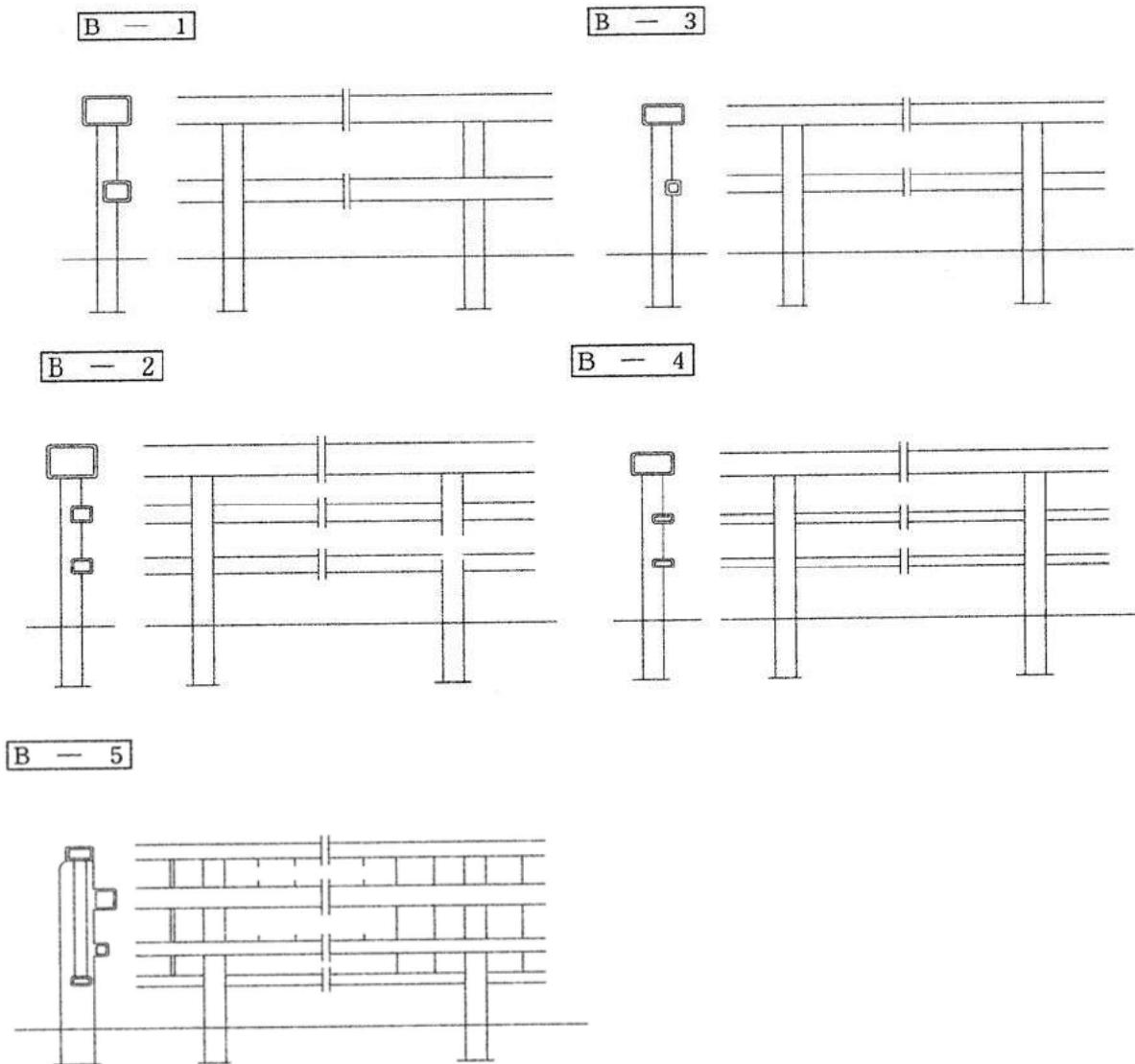
表 3.17 検査路の標準工数 (人/t)

形式	標準工数
桁付検査路	9.6
脚廻り検査路	11.3

(注) 1. 桁付検査路とは、鋼上部工の主桁、主構に取付ける検査路。

2. 脚廻り検査路とは、下部工（橋台、橋脚）に取付ける検査路。

防護柵構造形式



(注) 工数の補正は、表 3.18 に従って伸縮継手、高欄、橋梁用防護柵、検査路の製作にも適用する。

表 3.18 付属物の工数の補正

種別	重連	斜橋	曲線橋	桁高変化	平均支間長	総重量
伸縮継手	○*	○**	×	×	×	×
高 檻	×	×	○***	×	×	×
橋梁用防 護 柵	×	×	○***	×	×	×
検 査 路	○*	×	×	×	×	×

○：補正を行う ×：補正を行わない

(注) *：伸縮継手、検査路の重連による補正は、表 3.8 の補正を適用する。ただし、連数は橋梁本体と同様とする。

**：伸縮継手の斜橋による補正は、表 3.9 の「箱桁以外の形式」の場合の補正を適用する。

***：高欄、橋梁用防護柵の曲線による補正は、表 3.10 の「箱桁以外の形式」の場合の補正を適用する。

(電気通信編)

別表第2 技術者間接費率

設備等分類		技術者間接費率 (%) (K)	備考
種別	細別		
受変電設備	特高	170	
	高压	120	
発電設備	水力	150	
	高压	80	
	低压	80	
無停電電源装置		50	
直流電源装置		50	
トンネル非常警報設備		50	
道路情報表示装置		80	
移動通信設備		80	
多重無線通信設備		110	
衛星通信地球局設備		150	
テレメータ・放流警報設備		90	
電話交換設備		110	
CCTV設備		80	
レーダ雨(雪)量計設備		170	
情報処理設備		170	
システム・インテグレーション		170	

別表第3 機器管理費率

対象機器単体費	1,400万円以下	1,400万円を超えるもの	
適用区分	下記の率とする	機器管理費率算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。	
項目		A	b
機器管理費率 [%]	18.22	42380.2	-0.4711

(2) 算定式

[機器管理費率算定式]

$$L = A \cdot E^b$$

ただし L : 機器管理費率 [%]

E : 対象額 (機器単体費の合計) [単位 : 円]

A, b : 変数値

注) L の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

(機械編)

表-1・6 共通仮設費率

対象額	300万円以下	300万円を超えるもの	
適用区分	下記の率とする	(1)の算定式より算出された率とする。ただし、変数值は下記による。	
工種区分		A	b
道路付帯設備	24.01	762.79	-0.2319

(1) 算定式

$$Kr = A \cdot P^b$$

ただし

Kr : 共通仮設費率 (%)

P : 対象額 (円)

A・b : 変数值

(注) Kr の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

表-1・7 現場管理費率

対象額	300万円以下	300万円を超えるもの	
適用区分	下記の率とする	(2)の算定式より算出された率とする。ただし、変数值は下記による。	
工種区分		A	b
道路付帯設備	22.76	55.45	-0.0597

(2) 算定式

$$J_o = A \cdot P^b$$

ただし

J_o : 現場管理費率 (%)

P : 対象額 (円)

A・b : 変数值

(注) J_o の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

表-1・8 据付間接費率

(%)

工種区分		据付間接費率	備考
水門設備	水門等	新設	130
		維持修繕	140
	小形水門設備	新設	80
		維持修繕	90
	ゴム引布製起伏ゲート設備	90	
揚排水ポンプ設備		140	
除塵設備		110	
ダム施工機械設備		110	
トンネル換気設備、トンネル非常用施設、車両重量計設備 車両計測設備、消融雪設備、駐車場設備、道路用昇降設備		110	
道路排水設備、共同溝付帯設備		90	
ダム管理設備（流水止設備以外）		130	
ダム管理設備（流木止設備）		80	
鋼製付属設備		65	単独工事に適用

表-1・9 標準設計技術費率

対象額	1000万円以下	1000万円を超えるもの	
適用区分	下記の率とする	(3)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。	
工種区分		A	b
水門設備（小型水門設備除く）	3.32	23.589	-0.1217
ゴム引布製起伏ゲート設備	4.22	743.22	-0.3209
揚排水ポンプ設備	4.47	65.910	-0.1669
ダム施工機械設備	4.28	13.580	-0.0717
トンネル換気設備、駐車場設備、道路用昇降設備	2.77	47.925	-0.1769

対象額	500万円以下	500万円を超えるもの	
適用区分	下記の率とする	(3)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。	
工種区分		A	b
小形水門設備	3.68	350.05	-0.2953
除塵設備	3.77	170.04	-0.2469
ダム管理設備	3.62	70.164	-0.1922
トンネル非常用施設	3.21	43.530	-0.1690
車両重量計設備、車両計測設備	3.55	25.921	-0.1289
消融雪設備	2.80	351.05	-0.3131
道路排水設備、共同溝付帯設備	4.34	40.425	-0.1447
鋼製付属設備（単独工事に適用）	3.68	350.05	-0.2953

(3) 算定式

$$Se = A \cdot P^b$$

ただし

Se : 標準設計技術費率 (%)

P : 対象額 (円)

A・b : 変数値

(注) Se の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

表-1・10 標準一般管理費等率

対象額	標準一般管理費等率
500万円以下	26.17%
500万円を超える30億円以下	$G1 = -1.4357 \log(C1) + 35.789$ ただし、G1：標準一般管理費等率（%） C1：対象額（円）
30億円を超えるもの	22.18%

(注) G1 の値は、小数点以下第 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。

表-1・11 前払金支出割合補正係数

前払金支出割合区分	0%から 5%以下	5%を超え 15%以下	15%を超え 25%以下	25%を超え 35%以下	35%を超え 40%以下
補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01	1.00

(注) 別表第 1 で求めた一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。

表-1・12 機器単体費補正係数

$$R = 1 - \frac{K}{1.25}$$

ただし、R：機器単体費補正係数（小数）

K：工事原価に占める機器単体費の比率（小数）

(注) R 及び K は小数点以下第 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。